

令和元年6月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書 (令和元年度6月補正予算等関係)

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

令和元年6月定例会議案説明資料目次

生活環境部

【予算関係】
（一般会計）

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和元年度鳥取県一般会計補正予算（第1号）		
	1 補正予算説明資料	（ 総 括 表 ） 環境立県推進課 循環型社会推進課 緑豊かな自然課 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館 くらしの安心推進課 住まいまちづくり課 水環境保全課	1 2 5 6 14 15 17 18
	2 歳入歳出事項別明細書		19
	3 節の明細		28
	4 債務負担行為に関する調書	循環型社会推進課	29

【予算関係以外】
（議案）

議案番号	件名	課名等	頁
議案第6号	鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	30
議案第1.2号	鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例	環境立県推進課	32

（報告事項）

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	平成30年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	緑豊かな自然課 他	34
報告第4号	平成30年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	水環境保全課	36

議案説明資料総括表

生活環境部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,319,359	△17,590	2,301,769				△17,590	
循環型社会推進課	122,643	10,590	133,233			928	9,662	
緑豊かな自然課	1,712,179	49,904	1,762,083	13,500	(10,000) 13,000		23,404	
山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	97,220	1,107	98,327				1,107	
くらしの安心推進課	161,098	12,720	173,818	2,965	(2,100) 3,000		6,755	
住まいまちづくり課	2,645,351	12,808	2,658,159	4,863			7,945	
水環境保全課	776,132	19,335	795,467				19,335	
合計	8,175,221	88,874	8,264,095	21,328	(12,100) 16,000	928	50,618	県負担額 62,718

説明

(一般会計)

環境立県推進課

職員人件費に係る補正 他

循環型社会推進課

(新)「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業に係る補正

緑豊かな自然課

国立公園満喫プロジェクト等推進事業に係る補正 他

山陰海岸ジオパーク
海と大地の自然館

山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク創生事業費に係る補正

くらしの安心推進課

動物愛護管理推進事業に係る補正 他

住まいまちづくり課

住宅・建築物耐震化総合支援事業に係る補正 他

水環境保全課

合併処理浄化槽設置推進事業に係る補正

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源、繰入金の金額を加算したものである。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

環境立県推進課 (内線：7439)
(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	2,011,547	△28,176	1,983,371				△28,176	

事業内容の説明

7月組織改正に伴う生活環境部一般職員人件費の補正。

(単位：千円)

款	区分		補正前	補正	計	財源内訳		
	項	目				国庫支出金	その他	一般財源
04 衛生費	02 環境衛生費	01 環境衛生総務費	899,993	△14,088	885,905			△14,088
08 土木費	06 住宅費	01 住宅管理費	399,655	△14,088	385,567			△14,088

令和元年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

環境立県推進課 (内線: 7879)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域エネルギー社会構築支援事業	73,410	2,000	75,410				2,000	
トータルコスト	88,492	2,000	90,492	(補正に係る主な業務内容) 制度設計、周知説明、申請書の審査、補助金の支払い				
従事する職員数	1.9人	0.0人	1.9人					
工程表の政策目標(指標)	エネルギーシフトの率先的取組(温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速、地域エネルギー社会構築、新たなエネルギー環境の整備)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

家庭用太陽光発電は、2019年11月から、固定価格買取制度(FIT)による買取期間が満了する家庭が順次発生(2019年問題)し、今後は自家消費の拡大を検討する家庭が増える見込みであり、エネルギーの「地産地消型ライフスタイル」への転換を促す好機である。

エネルギーの地産地消や非常時のバックアップ電源確保を推進し、地域エネルギー社会の構築や安全・安心なまちづくりを実現するため、家庭・事業所等における定置用蓄電池等の導入を支援する。

2 主な事業内容

(1) 【新規】家庭用蓄電池等導入推進補助金

エネルギーの地産地消や非常時のバックアップ電源確保を推進し、地域エネルギー社会の構築や安全・安心なまちづくりを実現するため、市町村と連携し、家庭・小規模事業所等における定置用蓄電池及び電気自動車等充給電設備(V2H)の導入を支援する(市町村への間接補助)。

(単位: 千円)

対象設備	内容	予算額
定置用蓄電池	補助対象: 太陽光発電設備と同時導入する場合又は既存設備に後付け設置する場合の定置用蓄電池の導入 補助率: 市町村補助額の1/2 補助上限額: 1件あたり200千円 ※蓄電容量1kWhあたり30千円まで。 補助要件: 10kW未満の太陽光発電設備と連系するものに限る。	2,000
電気自動車等充給電設備	補助対象: 太陽光発電設備と同時導入する場合又は既存設備に後付け設置する場合の電気自動車等充給電設備の導入 補助率: 市町村補助額の1/2 補助上限額: 1件あたり200千円 補助要件: 10kW未満の太陽光発電設備と連系するものに限る。 とっとりEV応援隊(仮称)への登録。	

※EV: 電気自動車

(2) 【新規】とっとりEV応援隊(仮称)

避難所等における非常用電源としてEVを活用するため、協力していただける県民・事業者の方を事前に登録する制度を創設する。

3 これまでの取組状況・改善点

- 平成30年12月末時点の再生可能エネルギー設備導入量は998,803kWであり、第2期とっとり環境イニシアティブプランの平成30年度末の目標値920,000kWを達成した。
- これまでの定置用蓄電池等の支援は、太陽光発電設備との同時導入を補助要件としていたが、既設の太陽光発電設備への後付け設置についても支援対象とする。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課(内線:7409)

4目 環境保全費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業	16,915	8,586	25,501				8,586	
トータルコスト	40,729	8,586	49,315	(補正に係る主な業務内容) 移動プラネタリウム導入、若者ネットワークの構築、星空サイエンス教室・星空環境県民調査実施ほか				
従事する職員数	3.0人	0.0人	3.0人					
工程表の政策目標(指標)	鳥取の美しい星空を「守り」・「活かす」取組の拡大							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

星空観察会や観光イベント等の雨天・曇天対策のほか、若者を中心とした星空保全・活用に係る更なる機運の醸成、人材育成や環境教育等を通じ、鳥取県星空保全条例(平成30年4月1日施行)の推進を図る。

2 主な事業内容

(単位:千円)

事業名	内容	予算額
【新規】移動プラネタリウム導入・活用事業	雨天・曇天時または時間帯によらず星空に係る効果的な教育や観光振興等に繋げるため、移動プラネタリウムを整備し、希望する団体等へ貸し出すなど、各種イベントや小学校への出前教室等で活用する。 ・機材購入(投影机、ドーム、ソフト、操作PC等)5,400千円 ・県主催の啓発イベント、小学校出前教室等に係る実施謝金500千円	5,900
【新規】「若者がつくる星取県ネットワーク(仮称)」構築事業	○若者がつくる星取県ネットワーク(仮称)構築(796千円) 大学の天文サークル等と連携し、若者が中心となって星空の普及啓発を行うネットワーク体制を構築し、若者世代から星取県に関する関心を高めてもらう。 ○「若者☆星取県」実践活動支援補助(300千円) ネットワーク参加団体が行う、自己の能力向上に係る取組(先進事例調査等)や地域への啓発活動、環境教育等を実施するための活動費を補助する。 ・上限100千円(定額)×3団体程度	1,096
【新規】星空サイエンス教室	大学や高専、県内の理科教員グループ等と連携し、星空や人工衛星など宇宙科学等の関心を高めるための実験・体験教室等を行う。	1,090
【新規】とっとりの星空環境県民大調査	環境省が夏・冬に実施している「星空観察(肉眼、デジカメによる調査)」を活用して、県民参加で全県調査を実施し、本県の星の見えやすさの客観データを集積・発信する。	既定予算で実施
【新規】星空スポット(鳥取砂丘)のあんしん整備事業	本県を代表する星空スポットである鳥取砂丘で、夜でも安全に星空観察ができるよう砂丘入口に足元灯(5基程度)を整備する。	500
計		8,586

3 これまでの取組状況・改善点

- 平成30年4月に鳥取市佐治町、6月に日南町を星空保全地域に指定し、当該地域で実施する星空を活用したさまざまなイベント等の地域振興事業を補助(H30:7件)して地域活性化に繋げた。
- さじアストロパークでは、平成30年度の来館者が前年比21%増加(H29:18,564人→H30:22,419人)するとともに、今年のGW中のイベント来場者も2,279人(H30同期1,273人)と大きく増加した。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

循環型社会推進課 (内線: 7562)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業	0	10,590	10,590			(基金繰入金) 928	9,662	
トータルコスト	0	10,590	10,590	(補正に係る主な業務内容) プラスチックごみ削減の推進、プラスチック資源の循環 に取組む企業等への支援、情報発信・啓発				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明 【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

膨大な量の使い捨てプラスチックごみ(以下、「プラごみ」という。)が及ぼす環境問題が国際問題となっている中、我が国でも、平成31年3月に「プラスチック資源循環戦略の在り方について」答申がなされるなど、プラスチックの資源循環に係る施策の推進が図られている。本県においても、行政・企業・県民が一体となりプラごみ排出ゼロに向けた取組を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内 容	予算額
プラごみゼロの推進(ワンウェイプラスチックの排出抑制)	○プラごみゼロに向けたキックオフイベントの開催 官民が連携してプラごみ削減に当たるため、取組のキックオフとしてフォーラム等を開催し、当問題の重要性と取組推進を広く県民に訴える。	1,000
	○プラごみ削減協力企業等の登録 プラごみ削減に協力する企業、団体等を募集し、プラごみ削減に向けた具体的な取組の内容を登録する。県は、登録企業等に登録証を交付するとともに、その取組内容を広報し、プラごみゼロの取組を県全体に広げる。	841
	○事業者に対するマイボトル・マイカップ運動への協力依頼 「とっとり3010食べきり運動」協力店等に、使い捨てプラスチック製品の使用抑制やマイボトル等への飲料水提供等の協力を依頼する。協力店には、のぼり等を配布する。	249
プラスチック資源の循環に取組む企業等への支援	○脱プラスチックに係る研究・開発支援 脱プラスチックへの変換や再生材の利用を促進するため、紙、バイオ・生物分解性プラスチック等の再生可能資源を開発または既存のプラスチック代替素材を活用した製品の開発、プラスチックの循環利用のための研究・開発等に取組む県内企業を支援する。 (補助率1/2、限度額5,000千円[利用想定1社])	5,000
	○脱プラスチックに係る調査支援 脱プラスチック製品を活用しているまたは活用を検討する事業者が実施する脱プラスチックの取組に係る効果調査・利用者の意識調査、脱プラスチック商品を導入するための調査等に対して支援する。 (補助率10/10、限度額1,000千円[利用想定3社])	3,000
情報発信・啓発	○リユース食器の活用、県内の海ごみの実態を地域に伝えるための取組に対して支援する。(4R実践活動推進補助金 補助率1/2、限度額500千円) ○キックオフイベントやプラごみ削減協力企業、マイボトル・マイカップ運動の周知や取組内容等について、広報誌・新聞広告等により情報発信する。 ○県庁における率先的取組 県主催イベントでの不必要な使い捨てプラスチック使用の自粛や会議等でのプラスチック製品の不使用など率先して取組む。	500
合計		10,590

3 これまでの取組状況・改善点

- ・パトロール・監視カメラによる不法投棄の防止やリサイクル分別の徹底、ノーレジ袋の推進によるワンウェイプラスチックの排出抑制など、ごみゼロ社会の実現化に向けて4Rの取組を推進している。
- ・特に、国際的な課題となっているプラごみの削減に向けて、行政・企業・県民が連携してプラごみ排出ゼロに向けた取組を行う必要がある。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	461,928	9,000	470,928				9,000	
トータルコスト	516,700	9,000	525,700	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	6.9人	0人	6.9人	委託、工事発注及び補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	自然公園の適正な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国の「国立公園満喫プロジェクト」のモデル地域に選定された大山隠岐国立公園において、外国人観光客や交流人口の増加に着実に繋げていくため、ステップアッププログラム2020に基づき、重点取組地区の施設改修等、外国人観光客等の受入環境の充実を図る。また、同公園の取組をモデルとして、全県への水平展開を進める。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額									
国立公園利用拠点 滞在環境等上質化 事業 【負担割合】 国 1/2 県 1/4 市町 1/4	国立公園のインバウンド対応及び滞在環境等の上質化を推進する環境省の新規事業を活用して、モデル的に国立公園利活用計画の策定を行うため、2市町に負担金を交付する。この計画に基づき、国・県・関係市町・民間事業者が連携して施設整備などの取組を進めていく。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>【事業主体】</th> <th>【実施区域】</th> <th>【県負担額】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市</td> <td>鳥取砂丘地区（山陰海岸国立公園）</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>大山町</td> <td>大山寺地区（大山隠岐国立公園）</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table>	【事業主体】	【実施区域】	【県負担額】	鳥取市	鳥取砂丘地区（山陰海岸国立公園）	2,000	大山町	大山寺地区（大山隠岐国立公園）	2,000	4,000
【事業主体】	【実施区域】	【県負担額】									
鳥取市	鳥取砂丘地区（山陰海岸国立公園）	2,000									
大山町	大山寺地区（大山隠岐国立公園）	2,000									
日本山岳ガイド協会公認ガイド養成 事業補助金	登山者が県内の山に楽しく安全に登れるよう、国内唯一の登山資格である公認ガイド資格（公益社団法人日本山岳ガイド協会実施）の取得者に対し、資格取得に要した経費の一部を定額補助する制度を創設する。（補助上限額：100千円、補助率：1/3）	2,000									
とっとり横断ロング トレイル推進事 業	平成30年度に全県を一筆で横断する「とっとり横断ロングトレイル」ルートが誕生したことを受け、全県を挙げてロングトレイルによる地域振興及びインバウンドの獲得を目指し、詳細ルートマップの作成を実施する。	3,000									
合 計		9,000									

3 これまでの取組状況・改善点

- 平成28年7月に、同公園が同プロジェクトのモデル地区に選定されて以降、同年12月に大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会が策定したステップアッププログラムに基づき、外国人観光客の誘客促進に向け、大山地域全体を活かす総合的な整備を進めている。
- 平成29年度は、大山開山1300年祭及び第3回「山の日」記念全国大会に向け、公衆トイレの洋式化など大山寺の施設整備を行った。平成30年度には、大山自然歴史館の展示リニューアル工事をはじめとする大山の玄関施設の一新や仮設携帯トイレブースの設置による登山道美化向上を図り、おもてなし機能の強化を図った。
- これを契機とし、県内自然公園の先駆モデルとして、官民連携により、施設整備を加速化させるとともに、観光案内機能の強化などソフト施策の充実にも力を入れている。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課 (内線: 7872)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
生物多様性保全事業 (鳥取県生物多様性地域戦略)	5,801	3,167	8,968				3,167										
トータルコスト	16,914	3,167	20,081	(補正に係る主な業務内容)													
従事する職員数	1.4人	0.0人	1.4人	鳥取県生物多様性地域戦略の策定業務													
工程表の政策目標(指標)	-																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>2015年に国連で採択された「アジェンダ 2030」で「持続可能な開発目標 (SDGs)」が示され、他県では生物多様性地域戦略の改定等に際して、地域戦略にSDGsを反映させる動きがある。本県においても新たにSDGsを反映した「鳥取県生物多様性地域戦略」を策定する。</p>																	
<p>2 主な事業内容 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県生物多様性地域戦略の策定</td> <td>・学識経験者、保護団体等との検討会議 (504) ・戦略策定の外部委託 (2,663)</td> <td>3,167</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>3,167</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	鳥取県生物多様性地域戦略の策定	・学識経験者、保護団体等との検討会議 (504) ・戦略策定の外部委託 (2,663)	3,167	合計		3,167
区分	内容	予算額															
鳥取県生物多様性地域戦略の策定	・学識経験者、保護団体等との検討会議 (504) ・戦略策定の外部委託 (2,663)	3,167															
合計		3,167															

令和元年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

緑豊かな自然課 (内線: 7200)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)氷ノ山自然ふれあいの里20周年記念事業	0	1,500	1,500				1,500	
トータルコスト	0	1,500	1,500	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里20周年記念イベント実行委員会負担金				
工程表の政策目標(指標)	自然公園の適正な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

氷ノ山自然ふれあい館「響の森」をはじめ、高原の宿氷太くん、スキー場、キャンプ場など、氷ノ山山麓エリア一体の施設を、平成11年から「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里」として、氷ノ山の魅力向上を図っている。

令和元年度に設立20周年を迎えるにあたり、県・町・地元関係者で連携し、更なる氷ノ山の活性化を目的とした20周年記念事業を開催する。

また、国道482号(兵庫県境)の開通を記念し、兵庫県と県境を越えた交流促進を図る。

2 主な事業内容

県・町・地元関係者で構成する「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里20周年記念イベント実行委員会」に対して、負担金を交付する。

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
わかさ氷ノ山自然ふれあいの里20周年記念イベント	<ul style="list-style-type: none"> 「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里」20周年を記念し、アニバーサリーイヤーの集大成となるイベントを、県・町・地元で連携し開催する。 これまで氷ノ山で取り組んできた「自然・音楽・食」の魅力を堪能できる内容とし、氷ノ山の新たなファンとリピーターの獲得を図り、20周年以降における更なる氷ノ山の発展と活性化に繋げる。 <p>【開催時期】10月上旬 【実施主体】わかさ氷ノ山自然ふれあいの里20周年記念イベント実行委員会</p>	1,500
合計		1,500

令和元年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

緑豊かな自然課（内線：7403）

3目 公園費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)みどりの愛護推進事業	0	5,320	5,320				5,320	
トータルコスト	0	5,320	5,320	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	制度要綱作成、委託発注、催し実施に係る事務等				
工程表の政策目標(指標)	鳥取の自然を活かした緑づくりを地域全体で進めていく。緑化活動を支える関係団体との連携や住民主体の活動への支援に重点的に取り組む。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

第30回全国「みどりの愛護」のつどい（令和元年度）開催を契機に高まった都市緑化推進の機運を継承し、新しい時代に相応しい鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の緑のまちづくりを推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
みどりの愛護開催記念「とっとり緑のまちづくり」コンテストの実施	四季折々に花や緑を育み、快適な環境づくりや地域の景観づくりに貢献する「みどりの愛護」活動を行う者を表彰することにより、県民の花と緑のまちづくりへの意欲向上を図り、地域主体の緑のまちづくりの推進を図る。	600
「みどりの伝道師」の登録及び派遣制度の創設	県内の緑化技術者を登録し、「みどりの愛護」活動団体等が取り組みたい緑化ニーズに応じて指導者として派遣する制度を創設する。	1,300
鳥取みどりの交流会の開催	県内の「みどりの愛護」活動団体や緑化関係者が、それぞれの活動を参考としながら、互いに連携し情報交換や仲間づくりなどができる交流会を開催する。	1,200
みどりの愛護記念モデル園地の整備	第30回全国「みどりの愛護」のつどい開催を記念して、県の玄関口等の園地を緑化のモデルとして整備し、県の多様な自然の豊かさとその取組をPRする。	2,220
合計		5,320

3 これまでの取組状況・改善点

第30回全国都市緑化とっとりフェア（平成25年開催）を契機に、鳥取の幅広い緑化の普及啓発、人材育成等の取組に努め、ナチュラルガーデンをはじめとした鳥取ならではの魅力的な緑のまちづくりが芽生えた。

このたび令和元年5月18日に、秋篠宮皇嗣同妃両殿下のご臨席を賜り、「みどりの愛護」活動を行う団体を顕彰する「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」を県立布勢総合運動公園において開催した。全国及び県内各地から緑化関係者が一堂に集い盛大に催され、県内の緑のまちづくりへの関心や機運が更に高まった。

これを契機に、緑を慈しみ美しいふるさとを守り育てる運動として「みどりの愛護」活動が県内全域に広がり、令和時代のモデルとして次の世代へと受け継がれ、鳥取から全国へ展開するよう、その活動を支援する。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費
5項 都市計画費
3目 公園費

緑豊かな自然課(内線:7403)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立布勢総合運動公園基金造成補助事業	0	3,917	3,917	0	0	0	3,917	
トータルコスト	0	3,917	3,917	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成30年度県立布勢総合運動公園の指定管理料について、指定管理者である公益財団法人鳥取県体育協会に対して基金造成のための補助金を交付する。

〔参考〕

県立の指定管理施設のうち指名指定により管理を行っている施設については、指定管理者の経費節減努力にインセンティブが働くよう、指定管理料の余剰金をいったん県に全額返還した後、そのうち、経営努力といえる経費の2/3を指定管理者が設ける基金に積み立て、自主的に行う公益事業等の実施に充当できる仕組みとしている。

2 主な事業内容

補助金の名称	鳥取県立布勢総合運動公園基金造成事業補助金
交付先	公益財団法人鳥取県体育協会(県立布勢総合運動公園の指定管理者)
補助内容	以下の事業に充当するために造成する基金に対して補助金を交付する。 ①公益財団法人鳥取県体育協会が定款に定める公益事業 ・スポーツに関する宣伝、啓発、指導奨励、人材育成 ・体育大会、各種講習会の実施及びその援助 等 ②県立布勢総合運動公園の管理運営事業
補助額	3,917千円

〔参考〕積算根拠

(単位:千円)

区分	金額	適要
平成30年度指定管理料支払額	273,806	A
平成30年度指定管理料実績額	263,026	B
平成30年度指定管理料余剰額	10,780	C=A-B
うち経営努力によらない額	4,904	D(業務委託等の複数年契約による請負差額等)
差引	5,876	E=C-D
補助金額	3,917	F=E×2/3

令和元年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

3目 公園費

緑豊かな自然課 (内線: 7369)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 公園施設 長寿命化事業	45,000	27,000	72,000	13,500	<10,000> 13,000		500	県負担額 10,500
トータルコスト	47,381	27,000	74,381	(補正に係る主な業務内容) 公園施設の長寿命化計画策定と計画的な改修・更新による長寿命化対策				
主な業務内容	0.3人	0.0人	0.3人					
工程表の政策目標 (指標)	長寿命化計画に基づいた公園施設の計画的な改修・更新により、維持管理コスト縮減に寄与する。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 県立都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や公園施設改修に係るトータルコストの低減に資するよう公園施設長寿命化計画を策定し、計画的に施設の改修・更新を行う。</p> <p>2 主な事業内容 国の認証増に伴い、東郷湖羽合臨海公園において、構造材や主要部材が劣化・損壊して使用できなくなった既存遊具の更新を行う。</p>								

(注) 起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館(電話:0857-72-8987)

1目 観光費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク創生事業費	70,936	1,107	72,043				1,107	
トータルコスト	101,894	1,107	103,001	(補正に係る主な業務内容) 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の庭園整備				
従事する職員数	4.9人	0.0人	4.9人					
工程表の政策目標(指標)	山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの魅力発信を通じて、ジオパークの認知度向上及び国内外からの誘客促進を図る。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成29年日本ジオパークの再認定審査で拠点施設の強化について指摘を受けたことから、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館を「展示学習型中核拠点施設」と位置付け、山陰海岸ジオパーク全体の紹介・説明を行い、広くその魅力を発信するため施設の機能強化を図る。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額
中核拠点施設としての整備	○山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館庭園整備 自然館の裏庭に山陰海岸の岩石を展示する庭園を整備し、中核拠点施設としての機能向上と来館者の受入体制を強化する。 ※現在の最大受入可能人数は館内展示解説50名・3D映像視聴50名であるが、庭園整備によりさらに50名多く受け入れることができる。	1,107
合計		1,107

3 これまでの取組状況・改善点

- 平成27年11月に世界ジオパークがユネスコの正式事業に承認されたことを受け、ジオパーク活動の一層の推進を図るため、平成28年4月に、「山陰海岸学習館」から「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」に再編するとともに、隣接する「岩美町立渚交流館」を含めたエリア一帯を『岩美ジオフィールド』として、岩美町及び関係団体等との連携による取組を推進している。
- 平成29年度に日本ジオパークの再認定審査があり、山陰海岸ジオパーク推進協議会の組織運営や情報発信機能の強化等について指摘を受け、条件付き再認定(2年間)となった。
- 平成30年度にユネスコ世界ジオパークネットワークの再認定審査があり、平成31年2月に再認定となった。これを受け、平成31年4月に、平成29年度日本ジオパークの条件付き再認定が解除された。
- 今後も引き続き山陰海岸ジオパーク推進協議会や関係自治体と連携しながら、再認定時にいただいた指摘事項や提案事項への対応を行う。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課 (内線: 7877)

3目 予防費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
動物愛護管理推進事業	9,415	856	10,271	0	0	0	856	
トータルコスト	48,311	856	49,167	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	4.9人	0.0人	4.9人	動物愛護サポーター制度の創設				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

人と動物が共生する社会の実現のため、ペットと飼い主と一緒に利用できる施設を広く情報発信することにより、県全域でペットと共に外出や観光を楽しむ機会を拡大するとともに、動物愛護の機運醸成を図る。

2 主な事業内容

ペットと飼い主と一緒に利用できる県内の飲食店・ホテル等の施設を把握するため、動物愛護サポート施設の届出制度を創設し、様々な媒体を用いて登録施設を広く周知する。

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
動物愛護サポーター制度 (仮称)	・シンボルマークの作成委託 ・ミニのぼり、ステッカー、チラシ作成	856

令和元年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課 (内線: 7284)

2目 食品衛生指導費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食の安全・安心HACCP (ハサップ) 推進事業	24,590	11,864	36,454	2,965	<2,100> 3,000		5,899	県負担額 7,999
トータルコスト	30,147	11,864	42,011	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.7人	0.0人	0.7人	零細事業所等を対象とした説明会等の開催				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

食品衛生法の改正に伴い、原則として全ての食品等事業者にHACCPによる衛生管理の導入が義務づけられるため、新たな支援策を講じて県内事業者のHACCP導入を支援する。

※HACCPとは、食品の製造・加工工程の微生物汚染等の危害を予め分析し、その結果に基づき、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
衛生管理計画作成システム開発事業	県民が利用する機会が多く、事業所数も多い飲食店は、食の安全・安心確保の充実を図るために優先的な導入が求められることから、飲食店の衛生管理計画を簡易に作成できるシステムを開発し、衛生管理計画書の作成を支援する。	5,059
HACCP導入研修会委託事業	零細事業所は、HACCPの自主的導入が難しいと考えられるため、零細事業所等を対象に業界団体が作成した手引書を用いた制度説明会や導入研修会を外部委託により開催する。	3,864
HACCP導入確認検査委託事業	HACCP導入研修会を受講しHACCPを導入した事業所のフォローアップのため、(一社)鳥取県食品衛生協会の食品衛生指導員による巡回を行い、HACCP運用状況を把握する。	900
HACCP義務化周知広報事業	HACCP義務化について、チラシ、ポスター等を作成し、県民にも広く周知し、県内全体でのHACCP導入の気運醸成を図る。	127
食品衛生業務システム改修委託事業	新たに食品衛生法の規制対象となる業種業態について、HACCPの導入状況を確実に管理できるよう既存の許可台帳システムを改修する。	1,914
HACCP適合施設認定取得支援補助金(制度改正)	補助対象経費: 施設整備費に加えてコンサルタント委託料を追加 補助限度額: 1,500千円(変更前: 3,000千円) 補助率: 1/2(変更なし)	—
合計		11,864

3 これまでの取組状況・改善点

- ・HACCP義務化を見据えて、平成17年4月からHACCPによる衛生管理を行う施設のうち、衛生管理が優れている施設を県が認定する「鳥取県HACCP適合施設認定制度」を創設し、県内事業者に対しHACCPの導入促進を進め、食品製造事業所を中心に現在までに96施設を認定している。
- ・HACCP義務化により次のいずれかの対応が要求される。

「HACCPに基づく衛生管理(基準A)」

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理(基準B)」

従業員が50人未満の中小零細事業所に対しては、比較的導入が簡易な「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理(基準B)」が適用される予定である。(6月に食品衛生法改正に係る政省令公布予定)

- ・食品製造事業所を中心とした大手事業所と比較して、飲食店を中心とした零細事業所はHACCPの普及・導入が遅れていることから、零細事業所に重点を置いた制度説明会の開催など支援事業を新たに展開する。加えて零細事業所の多くを占める飲食店に対しては、衛生管理計画書の作成を支援することで、加速度的にHACCP導入を推し進める。

(注) 起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

4目 建築指導費

住まいまちづくり課(内線:7697)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅・建築物耐震化総合支援事業	103,489	2,000	105,489				2,000	
トータルコスト	112,221	2,000	114,221	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.1人	0.0人	1.1人	制度設計、周知説明、申請書の審査・補助金事務、国との調整				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地震におけるブロック塀の倒壊は、人命に関わる重大事故を招き、避難、消火、救命活動の支障となることから、国の補助制度を活用し危険ブロック塀の撤去等を実施する市町村に対し、県補助制度の拡充等により危険ブロック塀の撤去等の促進を図る。

2 主な事業内容

耐震改修促進法施行令の一部改正(平成31年1月施行)により、地方公共団体が耐震改修促進計画等に位置付けた避難路沿いにあるブロック塀等の所有者に耐震診断を義務付けることが可能となった。

国がこれに合わせて避難路沿いのブロック塀の撤去等に対する補助制度を創設したので、耐震診断を義務付けられたブロック塀の耐震診断、撤去及び改修に係る補助制度の創設並びに避難路沿いのブロック塀の撤去及び改修に係る補助制度の拡充等を行う。

	拡充制度内容	現行制度内容
耐震診断	【耐震診断義務付けあり】(新設) 補助率:10/10(国1/2、県1/4、市町村1/4) 限度額:(48+0.2L)千円(Lはブロック塀の長さ)	なし
撤去	【耐震診断義務付け危険ブロック塀】(新設) 補助率:4/5(国2/5、県1/5、市町村1/5) 補助単価:18千円/m 限度額:40万円 【避難路沿いの危険ブロック塀】(新設) (地域防災計画又は耐震改修促進計画に位置付けたもの) 補助率:2/3(国1/3、県1/6、市町村1/6) 補助単価:18千円/m 限度額:30万円 【不特定の者が通行する道に面した危険ブロック塀】 (上記以外のブロック塀) 補助率:2/3(国1/3、県1/6、市町村1/6) 補助単価:18千円/m(拡充) 限度額:15万円 ※基礎を含め撤去できる金額に増額	【不特定の者が通行する道に面した危険ブロック塀】 補助率:2/3 (国1/3、県1/6、市町村1/6) 補助単価:9千円/m 限度額:15万円
改修	【耐震診断義務付けブロック塀】(新設) 補助率:2/5(国1/5、県1/10、市町村1/10) 補助単価:25千円/m 限度額:25万円 【避難路沿いの危険ブロック塀】(新設) (地域防災計画又は耐震改修促進計画に位置付けたもの) 補助率:1/3(国1/6、県1/12、市町村1/12) 補助単価:25千円/m 限度額:20万円 【不特定の者が通行する道に面した危険ブロック塀】 (上記以外のブロック塀) 補助率:1/3(国1/6、県1/12、市町村1/12) 補助単価:25千円/m 限度額:10万円	【不特定の者が通行する道に面した危険ブロック塀】 補助率:1/3 (国1/6、県1/12、市町村1/12) 補助単価:25千円/m 限度額:10万円

3 これまでの取組状況・改善点

- 平成30年6月に発生した大阪府北部地震でのブロック塀の倒壊による死亡事故を受け、危険と判断される民間所有のブロック塀の撤去等に係る県独自の補助制度を創設した。
- コンクリートブロック対策連絡会議、庁内会議を設置し、市町村、庁内関係課と連携して、危険ブロック塀対策に取り組んでいる。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

4目 建築指導費

住まいまちづくり課（内線：7390）→

事業実施：地域づくり推進部中山間地域政策課

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
空き家利活用推進総合支援事業	2,900	9,600	12,500	4,320			5,280	
トータルコスト	6,869	9,600	16,469	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人	補助金事務、調査研究				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

市場では流通しづらい空き家の利活用を進めるため、利活用に取り組む専門家団体の活動支援に加え、必要な改修工事等への助成、空き家を活用するまちづくりへの支援、貴重な文化資源である古民家空き家の活用モデルの研究など総合的な施策を講じる。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
空き家利活用流通促進事業 (間接補助事業)	一般に流通しない空き家の利活用を行うものに必要な経費の一部を助成し、空き家の利活用を促進する。 ・対象経費：空き家利活用に必要な設計、家財道具の撤去処分、建物の改修等の費用 ・補助上限：改修し住宅として活用する場合（900千円） 改修し店舗等として活用する場合（1,500千円） ・補助率：1/2（市町村 1/6、県 1/3※）	6,600
地域の空き家を活用したまちづくり推進事業 (間接補助事業)	空き家所有者と利活用希望者との橋渡し等、地域に根付いた取組を進める「まちづくり団体」等による空き家の利活用計画の策定や、地域の機運醸成等に必要な活動経費の一部について助成を行う。 ・補助対象者：地域のまちづくり団体、自治会等 ・対象経費：空き家利活用に必要な調査、ワークショップ開催、計画策定等の費用 ・補助上限：600千円 ・補助率：10/10（市町村 1/3、県 2/3※）	1,200
古民家空き家利活用モデル事業 (県直接事業)	空き家となっている古民家（登録文化財クラス）を資源として活用し、地域の魅力創出やブランド化につなげるための調査研究、事業構想策定をモデル的に県内2地区で実施する。 また、現行の建築基準法に適合が困難な古民家について、法適合に必要な代替措置等の検討を行う。	1,800
合計		9,600

※県は社会資本整備総合交付金を活用（国 45%、県 55%）

3 これまでの取組状況・改善点

- ・空き家の利活用促進に向け、宅地建物取引業協会、建築士会、司法書士会、土地家屋調査士会で構成する「とっとり空き家利活用推進協議会」に対し活動経費の一部を助成し、所有者や利活用希望者に対する相談会や、利活用に向けたシンポジウムの開催、人材の育成等を支援している。
- ・他方、立地や老朽化等の理由により不動産価値の低い空き家は、不動産事業者が取り扱わない等の課題があり、利活用につなげていくための施策が必要である。
- ・空き家物件では地域性や所有者の事情等により利活用が進みにくい場合も多く、地域のまちづくり団体による支援、自治会活動等との連携や利活用のアイデア創出が必要となっている。
- ・また伝統工法によって建築されている古民家等の利活用を進める上では現行の建築基準法への適合が課題となることが多く、法適合に必要な代替措置等の検討が必要となっている。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費
6項 住宅費
2目 住宅建設費

住まいまちづくり課(内線:7398)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)とっとり健康・省エネ住宅普及促進事業	0	1,208	1,208	543			665	
トータルコスト	0	2,002	2,002	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	委託業務発注、契約事務など				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>国の省エネ基準を上回る県独自の健康・省エネ住宅基準を策定し、県民が省エネ住宅を選択しやすい環境を整備する。また、県内工務店による高性能省エネ住宅の普及を図り、CO₂の削減、エネルギー自給率の向上及び県民の健康の維持・増進を目指す。</p> <p><高性能省エネ住宅の健康面での効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季の室温低下を抑えることによる血圧の低下、ヒートショックの予防 ・結露、カビの発生の改善によるアトピー、アレルギー疾患等の減少 ・内装の木質化による睡眠効率の向上 <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) とっとり健康・省エネ住宅基準の策定</p> <p>高性能省エネ住宅の指標となる「とっとり健康・省エネ住宅基準」を策定し、断熱性能により3段階程度の等級を設け、そこで得られる住環境、効果とともに県民に分かりやすい形で提示する。</p> <p><基準として目指す性能、居住環境(案)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季の非暖房室で最低室温が概ね10~13℃を下回らない。(表面結露が発生しない) ・H28省エネ基準(以下、「現行省エネ基準」という。)の住宅と比較して、30~40%の暖房負荷を削減する。(各階に1台エアコンがあれば住宅内の空調が可能) <p>(2) とっとり健康・省エネ住宅基準策定に係る基礎データの収集・分析(1,208千円)</p> <p>基準を策定するに当たり、必要な基礎データの収集・分析、有識者からの意見聴取などの業務を委託する。</p> <p>ア とっとり健康・省エネ住宅基準によって実現する住環境、効果など基礎データの収集・分析</p> <p>イ 有識者検討会議によるとっとり健康・省エネ住宅基準案、県民への普及啓発手法の検討</p> <p><有識者会議の委員構成></p> <p>工務店、学識経験者(建築環境工学)、医療関係者、消費者等 5名程度</p> <p>※社会資本整備総合交付金を活用(国45%、県55%)</p> <p>3 これまでの取組状況・改善点</p> <p>現行省エネ基準における最高等級の断熱性能は、ヨーロッパで義務化されている基準と比較すると1/3~1/4程度と大幅に劣っている。</p>								

令和元年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
合併処理浄化槽設置推進事業	13,377	19,335	32,712				19,335	
トータルコスト	14,965	19,335	34,300	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	申請書の受付、審査、補助金事務				
工程表の政策目標(指標)	下水道、農業等集落排水処理施設、浄化槽の各種生活排水処理施設の整備を市町村と連携し推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

生活排水処理施設の整備を推進するため、個人設置型浄化槽の設置費用の一部を市町村に補助する。

2 主な事業内容

米子市他 10 市町の浄化槽設置見込基数の増加による補正。

	当 初	補 正	計
県補助額	13,377 千円	19,335 千円	32,712 千円
設置見込基数	56 基	82 基	138 基

〈補助対象〉

浄化槽法事務の県知事の権限移譲を受けている市町（11市町）のうち、単独処理浄化槽又は汲取式便所から転換する合併処理浄化槽

〈個人設置型浄化槽設置の負担割合〉

区分	国	県	市町村	設置者	計
通常	4/30 (13.3%)	4/30 (13.3%)	4/30 (13.3%)	18/30 (60.1%)	30/30 (100%)
嵩上(※)	4/30 (13.3%)	7/30 (23.3%)	7/30 (23.3%)	12/30 (40.0%)	30/30 (100%)

※市町村が嵩上補助をする場合に県も嵩上補助を行う。

3 これまでの取組状況・改善点

- ・鳥取県の生活排水処理人口普及率は、平成 29 年度末現在で 93.6%（全国平均 90.9%）であり、全都道府県中 12 位となっている。処理施設別の内訳は、公共下水道 70.5%、農業集落排水 17.1%、合併処理浄化槽 5.7%、その他 0.2%。
- ・浄化槽は現在約 2 万 8 千基設置され、うち約 1 万 2 千基が単独処理浄化槽となっており、水質への環境負荷が高い単独処理浄化槽は、水質保全の確保や公衆衛生の向上のため早期の転換が必要である。
- ・米子市は生活排水未普及地域の整備方針を見直し、今後 7 年以内に整備予定のない区域で水洗化希望者を対象として必要な経費支援の拡充を行う。（今後 8 年間で合併処理浄化槽を 800 基整備予定）
- ・県は平成 31 年 3 月策定の「第三次鳥取県生活排水処理施設整備構想」において、整備目標 4%アップ（平成 29 年度末 93.6%→令和 8 年度末 97.6%）としている。

令和元年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費									
				うち生活環境部			1項 公衆衛生費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	147,393		147,393	59,546		59,546	5,983		5,983	
2 給料	1,440,894	△7,644	1,433,250	772,044	△7,644	764,400	103,194		103,194	
3 職員手当等	825,444	△3,826	821,618	392,456	△3,826	388,630	52,391		52,391	
4 共済費	512,836	△2,618	510,218	273,567	△2,618	270,949	36,295		36,295	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃金	1,475		1,475							
8 報償費	37,476	5,356	42,832	10,098	1,784	11,882	458		458	
9 旅費	53,673	1,401	55,074	25,867	1,016	26,883	4,820		4,820	
費用弁償	6,193		6,193	2,861		2,861	306		306	
普通旅費	28,376		28,376	16,394		16,394	3,904		3,904	
特別旅費	19,104	1,401	20,505	6,612	1,016	7,628	610		610	
10 交際費	100		100	100		100				
11 需用費	208,842	980	209,822	108,542		108,542	52,637		52,637	
12 役務費	55,400		55,400	27,969		27,969	5,469		5,469	
13 委託料	1,010,796	26,812	1,037,608	528,138	21,063	549,201	101,681	856	102,537	
14 使用料及び賃借料	70,012	20	70,032	49,241		49,241	5,972		5,972	
15 工事請負費	472,111		472,111	454,280		454,280	11,048		11,048	
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	14,111	5,400	19,511	12,728	5,400	18,128	7,379		7,379	
19 負担金、補助及び交付金	4,739,095	42,947	4,782,042	593,016	37,635	630,651	6,679		6,679	
20 扶助費	1,114,738		1,114,738							
21 貸付金	1,016,639		1,016,639	12,882		12,882				
22 補償、補填及び賠償金	11,628		11,628	11,628		11,628				
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積立金	495,404		495,404	8,076		8,076				
26 寄附金	55,076		55,076	18,176		18,176				
27 公課費	25		25							
28 繰出金										
予備費										
計	12,283,168	68,828	12,351,996	3,358,354	52,810	3,411,164	394,006	856	394,862	
財源										
内	国庫支出金	2,115,737	5,544	2,121,281	713,045	2,965	716,010	3,196	3,196	
内	地方債	264,000	3,000	267,000	246,000	3,000	249,000	17,000	17,000	
内	その他	1,192,900	928	1,193,828	305,910	928	306,838	30,105	30,105	
訳	一般財源	8,710,531	59,356	8,769,887	2,093,399	45,917	2,139,316	343,705	856	344,561

令和元年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費								
	うち生活環境部								
	1項 公衆衛生費			2項 環境衛生費					
	3目 予防費						1目 環境衛生総務費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	10		10	43,993		43,993	18,668		18,668
2 給料				473,928	△7,644	466,284	473,928	△7,644	466,284
3 職員手当等				242,067	△3,826	238,241	242,067	△3,826	238,241
4 共済費				168,969	△2,618	166,351	165,330	△2,618	162,712
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金									
8 報償費	318		318	9,640	1,784	11,424			
9 旅費	1,044		1,044	21,047	1,016	22,063			
費用弁償	252		252	2,555		2,555			
普通旅費	340		340	12,490		12,490			
特別旅費	452		452	6,002	1,016	7,018			
10 交際費				100		100			
11 需用費	3,689		3,689	55,905		55,905			
12 役務費	1,000		1,000	22,500		22,500			
13 委託料	23,819	856	24,675	426,457	20,207	446,664			
14 使用料及び賃借料				43,269		43,269			
15 工事請負費				443,232		443,232			
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費				5,349	5,400	10,749			
19 負担金、補助及び交付金	6,583		6,583	586,337	37,635	623,972			
20 扶助費									
21 貸付金				12,882		12,882			
22 補償、補填及び賠償金				11,628		11,628			
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金				8,076		8,076			
26 寄附金				18,176		18,176			
27 公課費									
28 繰出金									
予備費									
計	36,463	856	37,319	2,593,555	51,954	2,645,509	899,993	△14,088	885,905
財源				709,849	2,965	712,814	8,314		8,314
内				229,000	3,000	232,000			
内	1,783		1,783	275,777	928	276,705	193,406		193,406
内	34,680	856	35,536	1,378,929	45,061	1,423,990	698,273	△14,088	684,185

令和元年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費						
	うち生活環境部						
	2項 環境衛生費						
	2目 食品衛生指導費			4目 環境保全費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	72		72	24,936		24,936	
2 給料							
3 職員手当等							
4 共済費				3,639		3,639	
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 貸金							
8 報償費	4,457		4,457	4,485	1,784	6,269	
9 旅費	2,928		2,928	17,299	1,016	18,315	
費用弁償	28		28	2,500		2,500	
普通旅費	2,204		2,204	9,853		9,853	
特別旅費	696		696	4,946	1,016	5,962	
10 交際費				100		100	
11 需用費	20,951		20,951	34,091		34,091	
12 役務費	2,895		2,895	19,125		19,125	
13 委託料	8,932	11,864	20,796	416,551	8,343	424,894	
14 使用料及び賃借料	7,793		7,793	35,119		35,119	
15 工事請負費				443,232		443,232	
16 原材料費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費	320		320	5,029	5,400	10,429	
19 負担金、補助及び交付金	20,314		20,314	547,628	37,635	585,263	
20 扶助費							
21 貸付金				12,882		12,882	
22 補償、補填及び賠償金				11,628		11,628	
23 償還金、利子及び割引料							
24 投資及び出資金							
25 積立金				8,076		8,076	
26 寄附金				18,176		18,176	
27 公課費							
28 繰出金							
予備費							
計	68,662	11,864	80,526	1,601,996	54,178	1,656,174	
財	国庫支出金	6,856	2,965	9,821	686,585		686,585
源	地方債		3,000	3,000	229,000		229,000
内	その他	30,952		30,952	48,820	928	49,748
訳	一般財源	30,854	5,899	36,753	637,591	53,250	690,841

令和元年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	7款 商工費								
		補正前	補正額	補正後	うち生活環境部					
					補正前	補正額	補正後	3項 観光費		
								補正前	補正額	補正後
1	報酬	72,257	46	72,303	9,802		9,802	9,802		9,802
2	給料	382,200		382,200	11,466		11,466			
3	職員手当等	191,300		191,300	5,739		5,739			
4	共済費	168,243		168,243	5,493		5,493	1,566		1,566
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金									
8	報償費	379,127	2,000	381,127	629		629	569		569
9	旅費	60,753	1,819	62,572	3,225		3,225	2,525		2,525
	費用弁償	10,474	246	10,720	390		390	390		390
	普通旅費	40,235		40,235	2,350		2,350	1,650		1,650
	特別旅費	10,044	1,573	11,617	485		485	485		485
10	交際費	200		200						
11	需用費	47,833		47,833	6,100		6,100	5,300		5,300
12	役務費	46,228		46,228	3,781		3,781	3,150		3,150
13	委託料	693,487	69,447	762,934	21,701	1,107	22,808	21,701	1,107	22,808
14	使用料及び賃借料	145,447	100	145,547	6,074		6,074	5,404		5,404
15	工事請負費	9,915	24,200	34,115						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	11,503		11,503	412		412	412		412
19	負担金、補助及び交付金	10,189,570	216,609	10,406,179	53,978		53,978	53,962		53,962
20	扶助費									
21	貸付金	432,183		432,183						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料		77,040	77,040						
24	投資及び出資金									
25	積立金									
26	寄附金									
27	公課費									
28	繰出金	23,917		23,917						
	予備費									
	計	12,854,163	391,261	13,245,424	128,400	1,107	129,507	104,391	1,107	105,498
財源	国庫支出金	145,582	33,314	178,896						
	地方債	117,000	29,000	146,000						
内	その他	473,434	77,040	550,474	3,084		3,084	207		207
取	一般財源	12,118,147	251,907	12,370,054	125,316	1,107	126,423	104,184	1,107	105,291

令和元年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	7款 商工費		
		うち生活環境部		
		3項 観光費		
		1目 観光費		
	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	9,802		9,802
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	1,566		1,566
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	569		569
9	旅費	2,525		2,525
	費用弁償	390		390
	普通旅費	1,650		1,650
	特別旅費	485		485
10	交際費			
11	需用費	5,300		5,300
12	役務費	3,150		3,150
13	委託料	21,701	1,107	22,808
14	使用料及び賃借料	5,404		5,404
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	412		412
19	負担金、補助及び交付金	53,962		53,962
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	104,391	1,107	105,498
財源内訳	国庫支出金			
	地方債			
	その他	207		207
	一般財源	104,184	1,107	105,291

令和元年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費								
				うち生活環境部					
							1項 土木管理費		
款項目	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	284,477		284,477	40,981		40,981	314		314
2 給料	2,006,550	△7,644	1,998,906	240,786	△7,644	233,142	19,110		19,110
3 職員手当等	1,005,393	△3,826	1,001,567	120,524	△3,826	116,698	9,565		9,565
4 共済費	730,637	△2,618	728,019	87,033	△2,618	84,415	6,545		6,545
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金	521		521	521		521			
8 報償費	7,748	931	8,679	706	664	1,370	126		126
9 旅費	31,537	10,607	42,144	6,125	208	6,333	468		468
費用弁償	2,472	20	2,492	624		624	191		191
普通旅費	27,089	10,295	37,384	4,987		4,987	4		4
特別旅費	1,976	292	2,268	514	208	722	273		273
10 交際費	100		100						
11 需用費	400,488	131,603	532,091	32,404		32,404	1,504		1,504
12 役務費	128,448	42,207	170,655	13,715		13,715	75		75
13 委託料	3,920,953	3,341,199	7,262,152	972,887	7,456	980,343	2,273	1,800	4,073
14 使用料及び賃借料	198,480	77,513	275,993	35,286		35,286	1,642		1,642
15 工事請負費	11,883,352	16,711,989	28,595,341	1,180,779	27,000	1,207,779			
16 原材料費	4,968	4,968	9,936						
17 公有財産購入費	375,967	555,500	931,467						
18 備品購入費	329,874	353	330,227	15,658		15,658	32		32
19 負担金、補助及び交付金	5,958,226	2,153,258	8,111,484	831,614	13,717	845,331	139,444	9,800	149,244
20 扶助費									
21 貸付金	3,057		3,057	3,057		3,057			
22 補償、補填及び賠償金	720,204	1,151,160	1,871,364	9,541		9,541			
23 償還金、利子及び割引料	4,000		4,000						
24 投資及び出資金	300,069		300,069	300,069		300,069			
25 積立金	161,116		161,116	161,116		161,116			
26 寄附金									
27 公課費	7,556		7,556						
28 繰出金	15,380		15,380	15,380		15,380			
予備費									
計	28,479,101	24,167,200	52,646,301	4,068,182	34,957	4,103,139	181,098	11,600	192,698
財源									
国庫支出金	6,590,639	10,943,214	17,533,853	493,805	18,363	512,168	4,530	4,320	8,850
地方債	10,942,000	12,308,000	23,250,000	946,000	13,000	959,000			
その他	1,599,555	214,040	1,813,595	808,621		808,621	4,106		4,106
一般財源	9,346,907	701,946	10,048,853	1,819,756	3,594	1,823,350	172,462	7,280	179,742

令和元年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費									
	うち生活環境部									
	1項 土木管理費			5項 都市計画費						
	4目 建築指導費						3目 公園費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	314		314	496		496				
2 給料				11,466		11,466	3,822		3,822	
3 職員手当等				5,739		5,739	1,913		1,913	
4 共済費				4,011		4,011	1,393		1,393	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃金				521		521	521		521	
8 報償費	126		126	550	664	1,214	550	664	1,214	
9 旅費	468		468	1,759	208	1,967	1,066	208	1,274	
費用弁償	191		191	112		112				
普通旅費	4		4	1,407		1,407	826		826	
特別旅費	273		273	240	208	448	240	208	448	
10 交際費										
11 需用費	1,504		1,504	12,761		12,761	12,021		12,021	
12 役務費	75		75	2,454		2,454	1,391		1,391	
13 委託料	2,273	1,800	4,073	588,569	4,448	593,017	588,347	4,448	592,795	
14 使用料及び賃借料	1,642		1,642	21,812		21,812	21,323		21,323	
15 工事請負費				257,710	27,000	284,710	257,710	27,000	284,710	
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	32		32	15,526		15,526	15,526		15,526	
19 負担金、補助及び交付金	139,444	9,800	149,244	51,596	3,917	55,513	47,370	3,917	51,287	
20 扶助費										
21 貸付金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積立金										
26 寄附金										
27 公課費										
28 繰出金				15,380		15,380				
予備費										
計	145,878	11,600	157,478	990,350	36,237	1,026,587	952,953	36,237	989,190	
財	国庫支出金	4,530	4,320	8,850	28,928	13,500	42,428	22,500	13,500	36,000
源	地方債				173,000	13,000	186,000	173,000	13,000	186,000
内	その他	4,106		4,106	21,603		21,603	21,107		21,107
訳	一般財源	137,242	7,280	144,522	766,819	9,737	776,556	736,346	9,737	746,083

令和元年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費								
	うち生活環境部								
	6項 住宅費								
				1目 住宅管理費			2目 住宅建設費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	40,171		40,171	40,171		40,171			
2 給料	210,210	△7,644	202,566	210,210	△7,644	202,566			
3 職員手当等	105,220	△3,826	101,394	105,220	△3,826	101,394			
4 共済費	76,477	△2,618	73,859	76,477	△2,618	73,859			
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金									
8 報償費	30		30				30		30
9 旅費	3,898		3,898	3,847		3,847	51		51
費用弁償	321		321	321		321			
普通旅費	3,576		3,576	3,526		3,526	50		50
特別旅費	1		1				1		1
10 交際費									
11 需用費	18,139		18,139	18,089		18,089	50		50
12 役務費	11,186		11,186	11,156		11,156	30		30
13 委託料	382,045	1,208	383,253	331,265		331,265	50,780	1,208	51,988
14 使用料及び賃借料	11,832		11,832	11,812		11,812	20		20
15 工事請負費	923,069		923,069	140,335		140,335	782,734		782,734
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	100		100				100		100
19 負担金、補助及び交付金	640,574		640,574	85,932		85,932	554,642		554,642
20 扶助費									
21 貸付金	3,057		3,057				3,057		3,057
22 補償、補填及び賠償金	9,541		9,541	149		149	9,392		9,392
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金	300,069		300,069				300,069		300,069
25 積立金	161,116		161,116				161,116		161,116
26 寄附金									
27 公課費									
28 繰出金									
予備費									
計	2,896,734	△12,880	2,883,854	1,034,663	△14,088	1,020,575	1,862,071	1,208	1,863,279
財源									
国庫支出金	460,347	543	460,890	8,368		8,368	451,979	543	452,522
地方債	773,000		773,000				773,000		773,000
その他	782,912		782,912	715,578		715,578	67,334		67,334
訳一般財源	880,475	△13,423	867,052	310,717	△14,088	296,629	569,758	665	570,423

令和元年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	135,441		135,441
2	給料	1,062,516	△15,288	1,047,228
3	職員手当等	537,849	△7,652	530,197
4	共済費	382,754	△5,236	377,518
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金	521		521
8	報償費	14,369	2,448	16,817
9	旅費	41,761	1,224	42,985
	費用弁償	4,876		4,876
	普通旅費	28,060		28,060
	特別旅費	8,825	1,224	10,049
10	交際費	100		100
11	需用費	162,125		162,125
12	役務費	49,219		49,219
13	委託料	1,664,648	29,626	1,694,274
14	使用料及び賃借料	94,800		94,800
15	工事請負費	1,635,059	27,000	1,662,059
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	65,808	5,400	71,208
19	負担金、補助及び交付金	1,794,472	51,352	1,845,824
20	扶助費			
21	貸付金	15,959		15,959
22	補償、補填及び賠償金	21,169		21,169
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金	300,069		300,069
25	積立金	169,194		169,194
26	寄附金	18,176		18,176
27	公課費			
28	繰出金	15,380		15,380
	予備費			
	計	8,175,221	88,874	8,264,095
財源内訳	国庫支出金	1,589,842	21,328	1,611,170
	地方債	1,192,000	16,000	1,208,000
	その他	1,126,762	928	1,127,690
	一般財源	4,266,617	50,618	4,317,235

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
4款 衛生費	
2項 環境衛生費	
4目 環境保全費	
負担金、補助 及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用蓄電池等導入推進補助金 2,000 ・「若者☆星取県」実践活動支援補助金 300 ・プラスチック資源循環等支援事業 8,500 ・日本山岳ガイド協会公認ガイド養成事業補助金 2,000 ・鳥取県国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業補助金 4,000 ・氷ノ山自然ふれあいの里20周年記念イベント実行委員会負担金 1,500 ・鳥取県浄化槽設置推進事業費補助金 19,335
8款 土木費	
1項 土木管理費	
4目 建築指導費	
負担金、補助 及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金 2,000 ・鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金 7,800
8款 土木費	
5項 都市計画費	
3目 公園費	
負担金、補助 及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県立布勢総合運動公園基金造成事業補助金 3,917

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
							国庫支出金	地方債	その他		
令和元年度 プラスチック資源循環 等支援事業補助	循環型社会 推進課	補助金総額5,000千円 を限度として、令和元 年度に交付決定した 額から令和元年度に 交付した額を差し引い た額		千円	令和2年度	補助金総額5,000千円 を限度として、令和元 年度に交付決定した額 から令和元年度に交付 した額を差し引いた額				千円	5,000

条例名等	鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例)																
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、建築士法の規定に基づく建築士の登録及び試験の実施事務に係る手数料が引き上げられたため、同政令の改正内容に基づき手数料の改定を行う。</p> <p>2 概要 次のとおり手数料の額を引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="256 618 1278 875"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務の区分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2級・木造建築士の登録</td> <td>1件につき</td> <td>19,200円</td> <td>19,300円</td> </tr> <tr> <td>2級・木造建築士試験の実施</td> <td>1件につき</td> <td>17,700円</td> <td>17,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 施行期日は、令和元年10月1日とする。</p> <p>4 2級・木造建築士免許制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2級建築及び木造建築士の免許は、建築士法により、都道府県が実施する試験に合格した者を都道府県が登録することとなっている。 ・試験は、全都道府県が同一の指定試験機関(公益財団法人建築技術教育普及センター)を指定し、当該機関が同一の試験を全国一律の手数料により実施している。 ・全国的に統一して定めることが特に必要と認められる手数料は、地方自治法に基づき地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定されており、2級・木造建築士の登録及び試験の実施に係る手数料も同政令に規定されている。 			事務の区分	単 位	金 額		改正前	改正後	2級・木造建築士の登録	1件につき	19,200円	19,300円	2級・木造建築士試験の実施	1件につき	17,700円	17,900円
事務の区分	単 位	金 額															
		改正前	改正後														
2級・木造建築士の登録	1件につき	19,200円	19,300円														
2級・木造建築士試験の実施	1件につき	17,700円	17,900円														

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(300の3) 略</p> <p>(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき <u>19,300円</u></p> <p>(301の2) 略</p> <p>(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき <u>17,900円</u></p> <p>(303)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(300の3) 略</p> <p>(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき <u>19,200円</u></p> <p>(301の2) 略</p> <p>(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき <u>17,700円</u></p> <p>(303)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

条例名等

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例

提出理由及び概要

1 提出理由

大規模な太陽光発電所の設置等の事業の実施に当たり環境の保全について適切な配慮がなされることを確保する必要があることに鑑み、当該事業について、環境影響評価の対象とする等所要の改正を行う。

2 概要

条例が適用される対象事業に、太陽光発電所の設置及び変更の事業を加える。

3 施行期日等

- (1) 施行期日は、令和元年10月1日とする。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

<経過措置等について>

計画中の事業のうち、次に掲げる事業については、適用除外とする。

- ・ 施行日前に電気事業法に基づく工事計画の認可又は届出がなされた事業
- ・ 施行日前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)に基づく事業計画の認定を受けた事業(旧制度から移行するみなし認定事業を含む)
- ・ 令和2年3月31日までに再エネ特措法に基づく事業計画の認定を受けることが見込まれる事業

【参考】

1 環境影響評価制度の概要

環境影響評価制度は、大規模な開発事業による環境影響について、あらかじめ事業者自ら調査・予測・評価するとともにその結果を公表し、一般住民や地方公共団体等からの意見を踏まえて、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくための制度である。

環境影響評価法(以下、「法」という。)においては、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象とし、条例においては法対象以外の事業種や小規模の事業を対象にしている。

2 改正の背景

近年、大規模な太陽光発電所の設置に伴う土砂流出や、濁水発生、景観への影響、自然環境の悪化などの問題が全国で生じている。これを受けて、国は、4万キロワット(面積100ヘクタール相当)以上の太陽光発電所について法に基づく手続の対象とする方針をまとめ、環境影響評価法施行令を改正し、法対象事業に追加する予定である(令和元年7月頃公布、令和2年4月1日施行予定)。

3 対象事業の規模要件

規模要件については、規則で定めており、今後、環境審議会や県民等(パブリックコメント実施予定)の意見も踏まえて検討し、条例改正後速やかに規則改正を行う予定である。

【規則で定める予定としている規模要件】

- 一般地域(特別地域以外の地域) : 敷地面積20ヘクタール以上
- 特別地域(自然公園、鳥獣特別保護地区及び森林区域等) : 敷地面積10ヘクタール以上

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例

鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係） （1）～（4） 略 （5） 水力発電所、火力発電所（地熱を利用するものを含む。）、 <u>風力発電所及び太陽光発電所の設置及び変更の事業</u> （6）～（16） 略	別表（第2条関係） （1）～（4） 略 （5） 水力発電所、火力発電所（地熱を利用するものを含む。） <u>及び風力発電所の設置及び変更の事業</u> （6）～（16） 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 太陽光発電所の設置及び変更の事業であつて次に掲げるものについては、改正後の鳥取県環境影響評価条例第2章から第10章までの規定は適用しない。

（1） この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第1項若しくは第2項の認可又は同法第48条第1項の届出がなされた事業

（2） 施行日前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第9条第3項の認定を受け、又は令和2年3月31日までの間に同項の認定を受けることが見込まれる再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業（次に掲げるものを含む。）

ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項の規定により再エネ特措法第9条第3項の認定を受けたとみなされる者に係る改正法第2条の規定による改正前の再エネ特措法第3条第2項に規定する認定発電設備（以下「旧認定発電設備」という。）を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

イ 改正法附則第5条第3項の規定により再エネ特措法第9条第3項の認定を受けたとみなされる者に係る旧認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

ウ 改正法附則第6条第3項の規定により再エネ特措法第9条第3項の認定を受けたとみなされる者に係る旧認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

エ 改正法附則第15条第2項の規定により再エネ特措法第9条第3項の認定を受けたとみなされる再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業

平成30年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

生活環境部

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源
							国庫支出金	分担金及び 負担金	その他	地方債	
4 衛生費	2 環境衛生費	食品衛生指導事業費	くらしの安心推進課	18,151,000	864,000	864,000					
		国立公園満喫プロジェクト等推進事業	緑豊かな自然課	354,271,000	316,244,800	234,000	158,010,160		147,000,000	11,000,640	
		自然公園等管理費	緑豊かな自然課	179,384,000	62,676,880		29,338,040		17,000,000	16,338,840	
6 農林水産業費	3 農地費	水ノ山自然ふれあい館管理運営費	緑豊かな自然課	67,332,000	16,362,000				16,000,000	362,000	
		農業集落排水事業費	水環境保全課	128,860,000	61,103,000		61,103,000				
8 土木費	5 都市計画費	布勢総合運動公園機能向上推進事業	緑豊かな自然課	78,600,000	48,910,000				23,000,000	25,910,000	
		県立都市公園移動円滑化推進事業	緑豊かな自然課	182,000,000	44,965,320		22,482,660		22,000,000	482,660	
		公園施設長寿命化事業費	緑豊かな自然課	24,000,000	24,000,000		12,000,000		10,000,000	2,000,000	
		都市公園維持費	緑豊かな自然課	98,671,000	12,273,186					12,273,186	
		第30回全国「みどりの愛護」のつどい推進事業費	緑豊かな自然課	4,554,000	1,600,000					1,600,000	
		都市公園管理費	緑豊かな自然課	505,014,000	3,083,490					3,083,490	

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源	
						既 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			地方債		
							国庫支出金	分担金及び負担金	その他			
	6	住宅費										
		とつとりの美しい街なみづくり事業費	住まいまちづくり課	3,209,000	285,000							285,000
		県営住宅管理システム修繕費	住まいまちづくり課	5,673,000	494,380							494,380
		公営住宅整備事業費	住まいまちづくり課	830,389,000	34,639,000						33,000,000	1,639,000
		鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業費	住まいまちづくり課	231,000,000	71,527,000	63,579,000						7,948,000
		鳥取県被災宅地擁壁等復旧事業費	住まいまちづくり課	7,086,000	1,500,000							1,500,000
		福祉型木造応急仮設住宅発開事業費	住まいまちづくり課	2,528,000	2,526,120							2,526,120
		住生活総合調査事業費	住まいまちづくり課	5,268,000	4,860,000							4,860,000
11	災害復旧費	農林水産災害復旧施設復旧費	水環境保全課	88,176,000	29,311,000				29,311,000			
		生活環境部 計		2,814,166,000	737,225,176	64,677,000		0	312,244,860		0	268,000,000
												92,303,316

平成30年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

生活環境部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既定財源	未収入特定財源			
						国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債
1 流域下水道費	1 流域下水道建設事業費	流域下水道事業費	304,572,000	141,647,320	7,411,830	70,823,660	35,411,830		28,000,000
	2 流域下水道管理運営費	管理運営費	18,800,000	18,800,000	800,000				18,000,000
	計		323,372,000	160,447,320	8,211,830	70,823,660	35,411,830		46,000,000